

**ご自宅を生垣で
緑化してみませんか！**

生垣緑化助成金交付制度

平成30年
(2018年)
8月1日より
制度の一部が
変わりました！

豊中市では、都市のみどりや地域の身近なみどりの創出やみどりを活かした安全で快適な暮らしの実現をめざして、住宅地または事業所用地などで生垣を設置する場合に、その費用の一部を助成しています。

生垣は、まちの景観美化やCO₂削減などの効果があり、また、地震などの災害にも強いいため、安全で安心なまちづくりに大きく寄与します。



助成の対象者

本市の区域内において、次の基準に該当する生垣を設置し、その土地に居住し、または事業を営む者とする。ただし、国・地方公共団体等公的機関及び宅地建物の分譲を業とする者は除く。

助成の対象となる基準

設置しようとする生垣が次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 住宅用地又は事業所用地等の私有地の道路（原則幅員4m以上）に面する部分で、外部から眺望できること
- (2) 延長が2m以上であること
- (3) 5年以上保存し、育成管理できるもの
- (4) 樹木の本数は、1m当りおおむね3本以上で、その高さは1m以上（1m未満の低木を含めて植栽し、連続した植樹帯を形成する場合においてはこの限りでない。）であること

助成額

生垣の設置に要する経費の5分の4とし、最高限度額は100,000円とする。

申込方法

生垣を設置する前に、申込書に必要事項をご記入の上、必要書類等を添えて、公園みどり推進課までご提出ください。

生垣を設置する前にお申込みください！

【お問い合わせ】

豊中市 環境部 公園みどり推進課 緑化自然環境係

〒560-0022 大阪府豊中市北桜塚 1-3-1 豊中市公園管理事務所（大門公園内）

TEL 06-6843-4141 FAX 06-6845-5813